

介護老人福祉施設 虹 料金表

介護保険料（自己負担分）

平成 23 年 9 月 1 日現在

	日額（非課税）	30日	備考
基本料金：要介護度 1	¥669	¥20,070	・外泊時は除く
基本料金：要介護度 2	¥740	¥22,200	〃
基本料金：要介護度 3	¥810	¥24,300	〃
基本料金：要介護度 4	¥881	¥26,430	〃
基本料金：要介護度 5	¥941	¥28,230	〃
	日額（非課税）	30日	備考
個別機能訓練加算 ※機能訓練指導員等が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、これに基づきサービスの提供を行った場合。	¥12	¥360	〃
栄養マネジメント加算 ※常勤の管理栄養士により、入所者 1 人 1 人の栄養状態や摂食状況に応じた個別の計画を作成・実施・改善を行った場合。	¥14	¥420	〃
日常生活継続支援加算 ※ 入所者のうち、要介護 4～5 の割合が 65%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 60%以上であり、介護福祉士を入所者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上配置していること。	¥22	660	〃
夜勤職員配置加算 ※ 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 人以上上回っていること。	¥27	810	〃
看護体制加算Ⅱ－1 ※ 看護師の配置が基準以上に満たしており、当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保していること。	¥13	¥390	〃

居住費及び食費に係る利用者負担額

	日額 (非課税)	30日	備考
食費	¥1,380	¥41,400	・外泊時は除く
居住費	¥1,970	¥59,100	・1ヶ月の内で2泊以上外泊された場合の7日目以降は除く ・途中入所の場合は日割り計算

※食費について

利用者負担第1段階(但し、生活保護の方は除く)は300円、利用者負担第2段階は390円、利用者負担第3段階は650円、となります。

差額については介護保険から特定入所者介護サービス費として補足給付されます。

※居住費について

・利用者負担第1段階(但し、生活保護の方は除く)・利用者負担第2段階の方は1日につき820円、利用者負担第3段階の方は1日につき1,640円となります。

差額については介護保険から特定入所者介護サービス費として補足給付されます。

・外泊や入院時にお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。外泊加算算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は1,000円/日をご負担頂きます。

介護保険料 (必要な場合 自己負担分)

		日額 (非課税)
外泊加算 (外泊及び入院された場合 上限月6日) ※月をまたいで連続した場合は最長12日間		¥246
初期加算 (入所から30日以内)		¥30
経口移行加算 (180日以内) ※経管栄養の人で医師により経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要と診断を受けた場合。		¥28
経口維持加算 (180日以内) ※経口により食事を摂っている人で、著しい摂食障害があり 医師により特別な管理が必要と診断を受けた場合。	I	¥28
	II	¥5
療養食加算		¥23
看取り介護加算 ※医師が終末期にあると判断した入所者について、医師・看護師・介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合。	死亡日以前4~30日	¥80
	死亡日の前日・前々日	¥680
	死亡日	¥1,280

退所前連携加算 ※退所に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後のサービス利用上必要な調整等を行った場合。	¥500
退所前後訪問相談援助加算 ※退所に先立って退所後生活する居宅を訪問して、退所後のサービス等について相談援助を行った場合。	¥460
退所時相談援助加算 ※退所にあたり、退所後の生活面や機能訓練・介助方法等について相談援助を行った場合。	¥400

◎基本料金・必要加算のみで30日間ご利用した場合、介護保険料の自己負担額と施設利用料の合計は以下の通りとなります。 (1割負担分 + 食費 + 居住費)

要介護度 段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護度1	¥56,490	¥59,190	¥91,590	¥123,390
要介護度2	¥58,620	¥61,320	¥93,720	¥125,520
要介護度3	¥60,720	¥63,420	¥95,820	¥127,620
要介護度4	¥62,850	¥65,550	¥97,950	¥129,750
要介護度5	¥64,650	¥67,350	¥99,750	¥131,550

上記に希望利用料を合計したものが実質負担になります。

※ その他の利用料については別表1の通り

別表 1

その他の実費

項目	内容	料金
電気代 (月額)	持ち込み電化製品 2 個までは無料 3 個以上は 1 個につき有料	¥1,000 / 1 個
散髪代 (理美容 1 回につき)	理美容店に支払う代金	女性 ¥2,000 男性 ¥2,500

施設利用料

項目	料金
日常生活費：おしぼり、フェイスタオル、 シャンプー、リンス、ボディソープ、 その他の日常消耗品	¥70 / 日
病院受診 (通院)、入退院に係る移送	当施設指定協力病院 : 無料 上記以外 : 10km 以内 ¥500 以後 1km を増す毎 ¥50 追加 ※有料道路を利用時には別途実費が必要です。
病院受診 (通院) 入退院に係るお付き添い	当施設指定協力病院 : 無料 みなべ町以内の病院 : 無料 上記以外 : 1 回につき ¥600
外出、外泊に係る移送	10km 以内 ¥500 以後 1km を増す毎 ¥50 追加 ※有料道路を利用時には別途実費が必要です。
外出、外泊に係るお付き添い ※特別な理由でご家族による対応が困難な 場合にのみご相談に応じます。	1 回について ¥500
入院時洗濯物集配代行 ※入院時は介護保険適用外となるため、洗 濯物をご家族で対応していただきます。 但し、特別な理由でご家族による対応が困 難な場合はご相談に応じます。	1 回につき ¥1,000
利用契約終了後の残置処分	実費

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は事業所名	社会福祉法人 清英会 介護老人福祉施設 虹
申請するサービス種類	介護福祉施設サービス

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置

介護老人福祉施設 虹の事務所に苦情に対応する窓口を設置する。事業所の職員全員が苦情に対応できるよう指導するが担当者は 阪本 かすみ、（または 角田 るり子）とする。苦情の受付は、口頭で行うが、窓口には「意見箱」を設置し、文章による苦情のみならず、利用者の要望に応えられるように対処する。

（電話番号） 0739-84-2551 （FAX） 0739-84-2260

担当者 阪本 かすみ

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 窓口で受け付けた苦情については、受け付けした担当者が処理簿に概要、処理結果を記載する。その場で対応可能なものであっても、必ず責任者に連絡をして、処理内容を決定し、利用者に伝達する。
- ② 上記によっても苦情処理を行えない場合については、事業所内で会議を行い決定する。また、必要に応じて、弁護士等に相談する。
- ③ 利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償について検討する。
- ④ 苦情内容によっては、行政窓口を紹介する。

みなべ町 保険課 介護保険係 0739-72-2544

和歌山県国民健康保険団体連合会 073-427-4665

3 第三者の苦情受け付けとして、第三者委員の設置

苦情を申し立てる場合は手紙により下記住所に苦情内容を送る。

氏名		連絡先
坂本 敦	民生委員	和歌山県日高郡みなべ町埴田 29 番地 0739-72-2391
浜田 卓郎 任期(平成 20 年 10 月 31 日から)	民生委員	和歌山県日高郡みなべ町南道 8 0739-72-2016

4 その他参考事項

上記に記載した以外の対応措置については、そのつど事業所内で協議し、利用者の立場に立って処理する。